

正しくは、

4月1日～6月1日(月)

(22) 第38号

熊 本 法 人 会

2026年4月1日



熊本市からのお知らせ



令和8年度 固定資産税・都市計画税の閲覧、縦覧を始めます

	閱 覧	縦 覧
期 間	4月1日(水)～年間を通して ※土・日、祝日は除く	4月1日～6月31日(月) ※土・日、祝日は除く
場 所	固定資産税課、各区役所内税務室	固定資産税課、各区役所内税務室
対 象	<ul style="list-style-type: none">固定資産税の納税義務者・代理人納税管理人借地人、借家人固定資産を処分する権利を有する方(納税義務者ではない所有者など)	<ul style="list-style-type: none">固定資産税の納税者(納税義務者の中で固定資産税が課されている方)代理人納税管理人
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none">納税(義務)者、納税管理人…本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)法人…法人の実印、窓口に来る方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ※法人の実印が持ち出せない場合は、委任状に押印して提出してください。代理人…委任状、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)借地人、借家人など…賃貸借契約書および賃借料の領収書、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)固定資産税を処分する権利を有する方…処分の権利があることを証明する書類、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)	
手 数 料	1件 400円 ※縦覧期間中は 納税義務者と代理人のみ無料	無料

※閲覧…自己の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度

※縦覧…自己の所有する資産と、縦覧帳簿に記載されているほかの土地・家屋の評価額を比較できる制度(※お持ちの資産が所在する区内分のみ縦覧可)

詳しくは、固定資産税課 (☎ 328-2195) へ

